

八尾市第6次総合計画後期基本計画（素案）についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

八尾市第6次総合計画後期基本計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。
ご提出いただいたご意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約しております。

(1) 意見募集期間

令和6年8月19日（月）～令和6年9月17日（火）

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参		
電子申請	3	4
電子メール		
F A X	1	2
郵便		
合計	4	6

No	該当ページ	該当施策	該当箇所	意見・提言内容	市の考え方	素案修正有無
1	p.9	施策3 子どもの学びと育ちの充実	めざす暮らしの姿3 課題 基本方針	めざす暮らしの姿3「すべての…整っています」の課題と基本方針の内容について8ページには給食のことが記載されており、そのなかに「給食費の無償化を実施」とある。9ページの課題と基本方針には、給食費の無償化に関することが記載されていない。これからも給食費無償化が行われるのであれば、それを明記するべきではないだろうか。課題にも記載がないので、令和7年度以降は実施しないという意図とも読み取れるので、どちらなのか不明確。明確にするべきである。	8ページに記載の「給食費の無償化を実施」は、「前期基本計画期間の実績・現状」を記載したものです。基本方針については、個別具体的な取り組み内容は記載せず、めざす暮らしの姿の実現に向け、今後4年間の取り組みの方向性を示すこととしております。 ご意見の給食費の無償化は、子育て家庭への支援や次世代育成の観点からも有効な事業であると考えており、小学校給食では令和3年11月から、中学校給食では令和5年9月から、国の交付金を活用する等しながら無償化を実施してきております。 令和7年度以降の対応については、本市の財政状況を踏まえつつ判断してまいります。なお、実施する際には毎年度策定する実施計画でお示ししてまいります。	なし
2	p.16	施策7 みどりの豊かな潤いのある暮らし	めざす暮らしの姿4 課題 基本方針	このテーマで、私は高安山・玉串川・長瀬川と共に、重視しているのは「久宝寺緑地」「八尾空港周辺」「大和川堤防周辺」です。 前期の実績や実現に向けた課題、基本方針の中で、このことに触れられていませんが、この3か所については大阪府の公園担当、空港管理事務所、一級河川管理・大和川事務所の3機関との連携や役割分担が重要だと思います。こうした関係先がどのような方針や計画を持っているのかも、市民に分かるような形で示して頂き、どんな連携を重ねていくのかを示してほしい…そのように希望します。	ご意見の久宝寺緑地等に係る取り組みにつきましては、基本方針④の「みどりの保全、創出、育成」とする中に包含するものと考えております。 なお、本市の総合計画において、大阪府等外部の機関の方針等を示すことはできかねますが、今後、具体的な取り組み手法を検討する中でいただきましたご意見を参考にしていきたいと思います。	なし
3	p.54	施策27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	基本方針⑥ 基本方針⑦	女性活躍推進について 前期基本計画には「女性活躍推進」がありましたが、後期基本計画から消えているのはなぜでしょうか。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女活法)が、10年間の時限立法で、令和8年3月末で失効するからという理由なのでしょうか。基本方針⑥の前半が「職場、地域など様々な場で性別にかかわらずすべての人がともに活躍できる環境づくりを進めるとともに」という部分が、女性活躍推進に相当するのでしょうか。基本方針⑦において、「すべての市民が個性と能力を活かして自分らしく活躍できる環境や機会づくりを進めるとともに、本市も事業主として、市民の職業生活における活躍を推進し、社会の規範となるべく取り組みを進めます」とありますが、これが、女性活躍推進なのでしょうか。「本市も事業主として」という部分は、女活法に規定する特定事業主行動計画のことなのでしょうか。それであれば、「特定事業主行動計画」と明記しないと意味不明です。「模範となるべく取り組む」というのは、八尾市役所における女性活躍推進を積極的に取り組むという意味ですか。社会の模範という割には、八尾市役所の管理職女性割合が高いというわけでもない。貴市のHP掲載資料によれば、18%程度で、女性が大多数である看護師や保育士なども含めて、この程度であれば、高いとは言い難い。	本市においては、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮し、生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、女性が活躍できる環境づくりや機会づくりに取り組んでおり、ご指摘のとおり、女性活躍推進については、基本方針⑥及び⑦に含まれます。 その中で、『一人ひとりの人権を考えると、「女性が」、「男性が」、ではなく「個人が」、「あらゆる市民が」という書きぶりに見直しても良いのでは』という審議会からのご意見を踏まえ、女性も含めたすべての市民への取り組みであることが分かるよう、記載を見直したところです。 また、特定事業主行動計画における監督職以上の女性割合については、目標値には達成していない状況ですが、ご指摘を真摯に受け止め、今後具体的な取り組みを検討する中で参考とさせていただきます。	なし

No	該当ページ	該当施策	該当箇所	意見・提言内容	市の考え方	素案修正有無
4	p.54	施策27 一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進	基本方針⑥ 基本方針⑦	困難女性支援法に関して「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、困難女性支援法)が令和4年に成立しています。この件が ⑥の下線部分とすれば、不安や困りごとを抱える市民からの相談」という記載は法の趣旨と合わないので「女性からの相談」にすべきだと考えます。	ご指摘のとおり、基本方針⑥の下線部分には困難女性支援法に基づく取り組みを含んでおります。困難な問題を抱える女性への支援に引き続き取り組むとともに、不安や困りごとを抱える人に対する支援については性別にかかわらず行っていることから、「市民からの相談」と表記しております。	なし
5	p.60	施策30 地域のまちづくり支援・市民活動の促進	基本方針②	前期基本計画には、「第5章まちづくりの実践」があり、「1. 横断的な視点によるまちづくりの実践」「2. 共創と共生の地域づくりの実践」の2点が記載されています。この部分については、後期基本計画もそのままということでしょうか。これに関連して、施策30の「2. 様々な地域活動や市民活動へ、多くの市民が参加することで、地域の組織運営や、地域活動や市民活動の持続性が高まっています」に対応する、記述について、基本方針のところが町会のこと限定されています。前期基本計画では、校区まちづくり協議会の記述がありました。八尾市では、校区まちづくり協議会への支援をせず、町会だけを支援するように読み取れます。そういう方針に変わったのであれば、「共創と共生の地域づくりの実践」を書き換える必要があると思います。	まちづくりの実践については、素案p.1に記載の通り、前期基本計画に引き続き、「横断的な視点によるまちづくりの実践」と「共創と共生の地域づくりの実践」というまちづくりの推進方策の2つの実践方針に基づき、取り組みを進めることとしております。 また、施策30では、基本方針①に校区まちづくり協議会、基本方針②に町会・自治会について、それぞれ方向性を記載し、方針に基づく取り組み・事業を明確にした上で、引き続き進めてまいります。	なし
6	p.66	施策33 公共施設マネジメントの推進	基本方針②	「行政サービスの最適化を図りつつ公共施設総量の適正化に取り組む」との表記があります。しかし具体的には施設の複合化・統合化をしようとする、利用者、関係業者・施設スタッフ、民間類似施設業者などによって、かなり利害が異なるケースが多い。このため検討過程・ニーズ把握・方針決定内容を具体的に示す・・・など、広く市民関係者に周知して、情報の公開性を確保することに努力してほしいと思います。施設の統合化・縮小における反対や、不利益予測を早い段階で示すことで事業も混乱を予防することになるのではないのでしょうか。	ご提案の趣旨にあります市民・関係者への情報公開等を行うことは、基本方針②に記載の通り、「市民ニーズに的確に対応していくため、地域のまちづくりに合わせた公共施設の効率的な規模・配置の検討を行う」上で、必要であると認識しております。 ご意見については、めざす暮らしの姿の実現に向けた具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。	なし